

④給付金振込先口座の通帳等の写し (申請書に貼付してください)

⑤生徒又は生徒の兄弟姉妹の在学証明書(※7) 該当者のみ必要

→ 以下のいずれかに当てはまる場合のみ、それぞれ**基準日現在の在学を確認できる在学証明書**の提出が必要です。

A:P.2<支給金額>の表②a・bに該当する兄弟姉妹があり、「高等学校等に在学する23歳以上の兄・姉」

又は「通信制の高等学校等に在学する15歳以上23歳未満の弟・妹」である場合…**兄弟姉妹の在学証明書**

B:国立高等学校等又は大阪府外の公立高等学校等に在学する生徒で、お通りの学校を介さず申請を行う場合…**生徒本人の在学証明書**

※7 事由申立書・収入証明書・無収入誓約書・在学証明書は、大阪府所定の様式です。必要な場合はお通りの学校事務室よりお受け取りください。

●「②家計急変の発生事由を証明する書類」について

		対象となる家計急変事由	提出書類(※8)
離職	雇用保険加入者	雇用保険受給資格者証又は離職票に記載の離職理由コードが次のいずれかであること。 11(1A):解雇 12(1B):天災その他やむを得ない理由により事業継続不可能になったことによる解雇 21(2A):特定雇止め(雇用期間3年以上、雇止め通知あり) 22(2B):特定雇止め(雇用期間3年未満、契約更新明示あり) 23(2C):期間満了(雇用期間3年未満、契約更新明示なし) 31(3A):事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職 32(3B):事業所移転に伴う正当な理由のある自己都合退職 33(3C):正当な理由のある自己都合退職(31(3A)、32(3B)、34(3D)を除く) 34(3D):正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間6か月以上12か月未満)	A・B:雇用保険受給資格者証 又は離職票
	雇用保険非加入者	自己の責めに帰すことのできない理由(=上記コードに相当する理由)があること。 例)・妊娠、出産、育児等により就労が困難となったこと。 ・保護者等の父もしくは母の死亡、負傷、疾病等により、父もしくは母を扶養するために離職を余儀なくされたこと。	A:離職を証明する書類 例)退職証明書、辞令等 B:事由を証明する書類(※9)
		負傷、疾病等によるもの。	A:離職を証明する書類 例)退職証明書、離職票等 B:診断書等
廃業		自己の責めに帰すことのできない理由があること。 例)・経営状況の悪化により事業の継続が困難となったこと。 ・妊娠、出産、育児等により事業の継続が困難となったこと。 ・保護者等の父もしくは母の死亡、負傷、疾病等により、父もしくは母を扶養するために廃業を余儀なくされたこと。	A:廃業届出書 B:事由を証明する書類(※9)
		負傷、疾病等によるもの。	A:廃業届出書 B:診断書等
休職(休業)		負傷、疾病等によるもの。	A:休職(休業)を証明する書類 B:診断書等
上記以外による収入の減少		自己の責めに帰すことのできない理由があり、収入が減少したこと。 例)・会社員等で、会社側の都合により給与を減額されたり、シフトを減らされたりしていること。 ・個人事業主等で、経営状況の悪化によること。	A・B:事由申立書(※10)

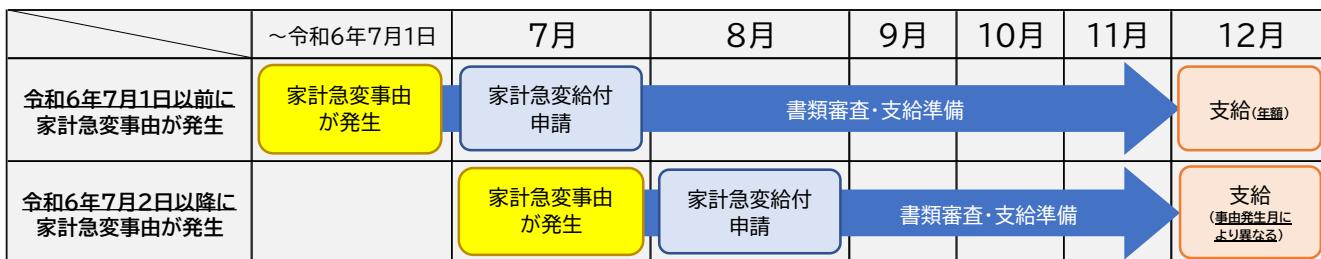
※8 提出書類は、**第三者に証明された公的書類に限ります。**

※9 事由によって異なります。 例)妊娠、出産、育児等による場合 … 母子健康手帳の写し等

※10 会社員等の場合は会社による証明が、個人事業主等の場合は事業主本人の誓約が必要です。

申請から支給までの流れ

- 申請の手続き(書類の受け渡し及び提出)はお通いの学校事務室を通じて行います。
家計急変の発生後、速やかに学校事務室に連絡し、申請手続きを進めてください。
- 申請書類は、学校が定める期限までにご提出ください。
- 審査結果や振込日は、12月中旬頃に学校を通じてお渡しする通知書でご確認いただけます。
支給は12月末頃を予定しています。
④申請書の提出が遅れた場合、支給日も遅れる可能性があります。
- 生徒が在籍する高等学校等の学校徴収金に未納又は未収金がある場合は、
給付金を充当して相殺します。



FAQ



Q1. 申請すれば、必ず給付金を支給されますか？

A1. 必ず支給されるものではありません。家計急変の発生事由が要件に該当するか、
収入が非課税相当であるか等を審査し、認定を受けた場合のみ支給されます。



Q2. 両親ともに所得割額が0円でない世帯です。父は離職しましたが、
母の収入は変わりません。対象となりますか？

A2. 対象外です。両親ともに所得割額が0円でない場合は、両親ともに離職や休職
などの家計急変事由が発生していることが要件です。
併せて、両親とも収入が非課税相当であると認められる必要があります。



Q3. 両親ともに所得割額が0円でない世帯です。父は6月15日に離職し、
母は9月15日に休職しました。この場合、基準日はいつになりますか？

A3. 保護者等全員が離職・休職した時点で考えるため、母の休職開始日(9月15日)
より、基準日は10月1日となります。また、収入証明書類についても、両親とも
10~12月分の証明が必要となります。

お問い合わせ先

【提出期限や、提出に必要な書類などに関すること】

お通いの高等学校の事務室

【制度の概要などに関すること】

◎大阪府教育庁 施設財務課 奨学のための給付金担当

TEL: 06-6941-0351(代) FAX:06-6946-1141

大阪府ホームページ「大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/kyufukin/>

◎大阪府 府民お問合せセンター ピピっとライン

TEL: 06-6910-8001 FAX:06-6910-8005